

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 1 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 1 月 1 7 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 議案第 5 3 号 洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例の制定について
日程第 5 議案第 5 4 号 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6 議案第 5 5 号 財産の無償譲渡について
日程第 7 議案第 5 6 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 8 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 7 まで議事日程に同じ

出席議員 (11 名)

1 番	越 前 谷 邦 夫 君	2 番	大 久 保 富 士 子 君
3 番	篠 原 功 君	4 番	大 屋 治 君
5 番	立 野 広 志 君	6 番	五 十 嵐 篤 雄 君
7 番	千 葉 薫 君	8 番	今 野 幸 子 君
10 番	石 川 邦 子 君	11 番	板 垣 正 人 君
12 番	大 西 智 君		

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	武 川 正 人 君
経済部長	若 木 涉 君	洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君

総務課長	野	呂	圭	一	君	企画防災課長	佐々木	勉	君
税務財政課長	藤	岡	孝	弘	君	住民課長	後藤	和郎	君
健康福祉課長	高	橋	憲	史	君	健康福祉センター長	末永	弘幸	君
観光振興課長	田	仁	孝	志	君	産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長	原	信也	君
環境課長	仙	波	貴	樹	君	上下水道課長	篠原	哲也	君
庶務課長	兼	村	憲	三	君	農業振興課長	片岸	昭弘	君
洞爺湖温泉支所長	金	子	信	之	君	会計管理者	金子	真優美	君
教育長	渋	川	賢	一	君	管理課長	高橋	謙介	君
社会教育課参事	角	田	隆	志	君	社会教育課長	原	美夏	君
代表監査委員	山	口	芳	行	君				

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志	書記	阿部	はるか
庶務係	木	村	暁	美			

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和5年1月会議を開会します。

現在の出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎新年の挨拶

○議長（大西 智君） 会議に先立ちまして、令和5年の初会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様、新年明けましておめでとうございます。

令和5年の新春を迎え、謹んでお喜びを申し上げます。

1月会議、年頭に当たり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

昨年を振り返ってみますと、3年続く新型コロナウイルス感染症、そして物価高騰の中で、町民の方々、また各産業事業者の方々におかれましては、大変厳しい生活環境が続いているのではないかなと思っております。

このような状況下において、議会といたしましても、国からの臨時特別交付金などで町民に対する生活支援、また各産業、病院、施設に支援対策、そして感染対策など、行政と議会が議論してきたところでございます。新型コロナウイルス感染症は、いまだに先が見えない状況下であり、引き続き支援対策が必要かと思っております。また、コロナ禍を見据えた対策を進めていくことも重要となっておりますので、議会も、町、各関係機関、各団体と連携、協力をしながら、必要な施策の推進に努めてまいりたいと思います。

本年は、新型コロナウイルス感染症という暗い案件ではなく、先に見える夢のある明るいまちづくりの行政と議会が議論できる新しい年になることを願うところでございます。議会におきましても、町民の代表として議員一同、決意を新たに議会運営に取り組んでまいりますので、今まで以上に町民の皆様方のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が早期に終息し、本年がよりよい年になりますようお祈り申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

次に、町長から、年頭に当たり挨拶の申出がありますので、これを許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 皆様、改めまして、新年明けましておめでとうございます。

令和5年の初会議に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の長期化と物価の高騰により、落ち込んだ景気の回復

や生活の負担軽減のため、議会の議決をいただきながら様々な対策を行うことができました。諸課題の解決に向け、力を尽くすに当たり、行政運営に多大なるご協力、ご支援をいただいたことに深く感謝申し上げます。

本年は、農業、漁業、また観光を含めた商工業における地域資源を最大限活用し、交流人口の増加を通じて、町民の皆様の暮らし、地域経済活動を支える取組を積極的に進めてまいります。

春の洞爺湖の風物詩、洞爺湖マラソンは、コースを一部改良して、4年ぶりにフルマラソンを行います。より走りやすい工夫をしていくと、大会実行委員会からもお話を伺っているところです。一つ一つ明るい話題が出てまいりました。

また、当町におきまして、二つのユネスコ・世界遺産登録がございます。北海道・北東北縄文遺跡群、さらには洞爺湖有珠山ジオパークでございます。本年は、4年に一度のユネスコによる洞爺湖有珠山ジオパーク再認定審査がございます。しっかり事前準備をいたし、再認定をいただき、世界のジオパークとして有珠山、洞爺湖を抱える町として情報発信できるよう努めてまいりたいと思います。

私たちの生活は、コロナ禍で大変厳しい冬が続いているところでございます。この厳しい冬が落ち着き、魅力と活気にあふれた洞爺湖町が春の芽吹きとして新たに始まりますよう、議員各位のご指導、ご協力を賜りながら進めてまいりたいと存じます。

結びに、町民の皆様、議員各位のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、年頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。

今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） これから、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、1番、越前谷議員、2番、大久保議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

五十嵐委員長。

○議会運営委員会委員長（五十嵐篤雄君） おはようございます。読み上げて報告とさせていただきます。

所管事務調査報告書。

令和5年1月17日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

- 1、調査事項、洞爺湖町議会令和5年1月会議の運営について。
- 2、調査日、令和5年1月16日月曜日。
- 3、出席委員、私、大久保副委員長、越前谷委員、立野委員、千葉委員。
- 4、委員外、大西議長、板垣副議長に出席をいただきました。
- 5、説明員、武川副町長。

6、結果、地方自治法第102条の2第7項の規定に基づく洞爺湖町議会令和5年1月会議の開議請求に伴い、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、1月17日、1日間。

審議日程について、1月17日、本会議。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定しました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとし、入室前に手の消毒を行うこととする。傍聴者についても、入室前に手の消毒を行っていただくとともに、マスクを着用し、間隔を開けて着席いただくこととする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

会議の審議日数は、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 洞爺湖町議会令和5年1月会議、町長行政報告を行いたいと思います。

1 ページ目をご参照いただきたいと思います。

1、寄附について。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

金員の寄附（ふるさと納税寄附金として）、個人（匿名を含む）3,332件（累計8,378件）でございます。総額7,224万9,000円（累計1億6,457万5,000円）でございます。

2 番目でございます。新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、過去最多を更新した11月以降、減少傾向にあります。依然として高い水準で推移しています。

感染拡大防止のため、これまで行われてきた入国者数の上限の撤廃や個人旅行、ビザなし渡航の解禁など、水際対策が緩和され、訪日外国人数はコロナ禍前の4割に近い水準まで回復しています。ウィズコロナ時代を見据え、引き続き感染拡大の防止を図り、社会経済活動の維持、活性化に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株対応2価ワクチンの接種につきましては、12月末現在で3,684人、51.3%の方々が接種を完了しております。本格的な冬を迎え、爆発的な感染の拡大には至っておりませんが、引き続き基本的な感染防止対策の徹底とワクチン接種を継続して感染拡大防止に努めてまいります。

今後も、国や北海道と連携し、ワクチン接種の実施に万全を期すとともに、感染症のまん延防止や住民と事業者への支援に引き続き取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

3 番目でございます。課税限度改正に係る国民健康保険運営協議会答申について。

昨年11月に諮問しておりました国民健康保険税課税限度額の改正につきまして、洞爺湖町国民健康保険運営協議会から12月16日に答申をいただきました。

答申は、一般会計から多額の基準外繰入を受け、国民健康保険財政を運営している現状や市町村が北海道に納付する国保事業費納付金が法定限度額を基準に積算されることなど、課税限度額引上げの有無に係る国保財政に与える影響を鑑みたとき、限度額の引上げはやむを得ない判断であるとの答申内容になってございます。

内容としては、医療分及び支援分を令和4年度の国の基準である法定限度額に令和5年度から引き上げるものであります。

なお、本議会に洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正案を提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

2 ページ目でございます。

4、ゼロカーボンシティ宣言について。

令和5年1月13日に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました。

町民一人一人が今まで以上に地球環境に強い危機感を持ち、さらなるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めるためには、行政・町民・事業者が一体となって邁進する必要があることから、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すため、町を挙げて「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、鋭意取り組んでまいります。

5 番目でございます。各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読は省略いたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） おはようございます。

教育委員会の行政報告を申し上げます。

ページを1枚おめくりください。

一つ目です。洞爺湖町二十歳のつどいについてであります。

洞爺湖町成人式は、令和4年度より二十歳の方を対象に「二十歳のつどい」に名称を変え、1月8日日曜、洞爺湖町役場防災研修ホールにおいて、該当者86名のうち、町内外から59名が出席して行われました。

式典では、ご列席いただいたご来賓の方や、中学校当時の担任からのご祝辞をいただき、参加者を代表して中村好花さんが二十歳の誓いの言葉を述べ、和やかな雰囲気の中で行われました。

また、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に細心の注意を払いながら実施するとともに、式典後には、地元特産品などが当たる抽選会も行われ、晴れやかな門出をお祝いする機会となりました。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、行政報告を終わります。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、議案第53号洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第53号洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例の制定について。

洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例を次のように定めるものでございます。

条例制定の趣旨でございます。平成31年1月、総務省より人口3万人以下の地方自治体における公共下水道事業及び簡易水道事業について、令和5年度までに公営企業会計へ移行するよう通知されるとともに、目標達成の大まかな計画、ロードマップですけれども、示されましたことから、当町の公共下水道事業及び簡易水道事業について、公営企業会計への移行を目指し、事務作業を進めてまいりました。

このたび、公営企業会計へ移行するに当たり、令和5年4月1日を施行日とする公営企業の設置等に関する条例を制定するとともに、併せて現行条例の廃止、関係する条例の一部改正などの所要の整備を行うものでございます。

新制定の条例は、議案書に沿って説明をさせていただき、附則による条例の一部改正は、

議案説明資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

初めに、議案書の1ページ。

洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例でございます。

第1条は、地方公営企業法の適用を受ける事業として、第1号で洞爺湖町水道事業、第2号で洞爺湖町簡易水道事業、第3号で洞爺湖町公共下水道事業の設置を明記しております。

第2条は、法の適用です。公営企業法の規定の全部を適用することとしております。

第3条は、経営の基本です。公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならないとしてございます。

第2項では水道事業の給水区域、給水人口、給水量、第3項では簡易水道の給水区域、給水人口、給水量、ページをめくっていただきまして、第4項では公共下水道事業の名称、区域、処理区・排水区の区域、面積、人口等について明記しております。

第4条の組織でございます。公営企業管理者を置かず、町長が公営企業管理者の権限を行うこととし、事務を処理する経済部を置くこととしてございます。

第5条は、重要な資産の取得及び処分について、予算で定めなければならない価格等について明記しております。

3ページに行きまして、第6条は、議会の同意を要する賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない賠償額について明記してございます。

第7条、議会の議決を要する負担付の寄附の受領等について明記しております。

第8条は、業務状況説明書類の提出。第1項では作成期日について、第2項では記載事項について明記しております。第3項は、やむを得ない事故における業務状況書類の提出について明記しております。

次に、附則でございます。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

第2項、この条例に関する準備行為について定めるものです。

ページをめくって4ページ、第3項は、この条例の制定により、洞爺湖町水道事業の設置等に関する条例、洞爺湖町簡易水道設置条例及び洞爺湖町公共下水道設置条例について廃止するものでございます。

第4項は経過措置について明記しております。

第5項から、5ページにわたります第10項までは、関係条例の一部改正となりますので、議案説明資料によりご説明をさせていただきます。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

まず、附則第5項関係の洞爺湖町特別会計条例の新旧対照表でございます。第1条では、特別会計の設置について定めており、第2号の「洞爺湖町公共下水道事業特別会計」及び第4号の「洞爺湖町簡易水道事業特別会計」を削り、削除に伴う繰上げを行うものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページでございます。

附則第6項関係の洞爺湖町簡易水道事業給水条例の新旧対照表です。第5条の準用規定において「不用となる読み替え規定」を削るものです。

次に、附則第7項関係の洞爺湖町公共下水道条例の新旧対照表です。新条例の制定と旧条例の廃止に伴いまして、第21条第1項において、引用する条例を「洞爺湖町公営企業の設置に関する条例第3条第4項第2号」に改めるものでございます。

次に、3ページ目でございます。

附則第8項関係の洞爺湖町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の新旧対照表です。本条例の規定を洞爺湖町公営企業における契約についても適用するものとして、第5条として新たに規定するものでございます。

次に、附則第9項関係の洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表です。公営企業において任用する会計年度任用職員の給与については、町の会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定を準用することとし、新たに規定を加えるものです。

最後に、4ページ目をご覧ください。

附則第10項関係の洞爺湖町情報公開条例の新旧対照表です。第2条第2号中の個人情報を取り扱う実施機関として、「公営企業管理者」を加えるものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、今回の条例の改正、提案も含めてなのですが、これについて何点か確認のために質問させていただきたいと思います。

まず、事前にいただいていた、この提案がされる理由についてのプリントの中には、上下水道事業の公営事業については、住民に対して長期的に安定したサービスの提供を実現するためだというふうにし、経営基盤の強化とか持続可能な事業運営の確立を図るということをやりたいながら、しかし現状では、施設の老朽化に伴う更新費用の増加とか、あるいは人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれる状況にあるということを現在の状況として出しています。

それに伴って、これまでの現行の公会計、特別会計から企業会計への移行が必要なのだとやっているわけなのですが、特別会計から企業会計に移行することによって、これらの問題がどう改善されていくのかということについて、まず第一に説明をいただきたいと思います。

それから、企業会計とした場合には、地方公営企業法の適用を受けることになるわけですが、そうすると、地方公営企業法の適用を受ける内容というのはどういうものなのかということも二つ目にお聞きしたいと思います。

三つ目は、企業会計ですから、かなりそういった企業会計を扱うための体制なり職員の配置が必要かと思うのですが、現在、こうした処理を役場の体制の中で十分行う状況にあるの

かどうか、そのことを3点目にお聞きします。

○議長（大西 智君） 篠原上下水道課長。

○上下水道課長（篠原哲也君） まず1点目に、特別会計から企業会計に移行することによって、今現在3会計が抱えている問題点について、こういった改善になるのかというご質問でございますけれども、施設の老朽化とか、今、料金収入の減少とかといった問題を上下水道事業は抱えておりますけれども、企業会計に移行することによって、単純にこれがすぐ解決するものではございません。企業会計というのは、今現在の特別会計は資金の流れだけの単式簿記で会計するわけでございますけれども、企業会計になると、資金のほかに資産も含めた会計運営をすることになります。

資産については、先ほど申し上げたとおり、浄水場だとか処理場だとか、あと管渠だとかといったものの資産なのですけれども、これを適切に会計の中でこういった状況にあるのかといったことを把握しながら今後の料金改定に含めて、その内容をきちっと精査した上でこれから会計としてどう運営していくのかといったことを、企業会計になるとより見える化できるという利点があると言われてございます。これが企業会計への移行に伴うメリットというところでございます。

2番目に、第2条の公営企業会計に移行することによって、こういった形になるのかということなのですけれども、地方公営企業法の適用を受けることになります。地方公営企業法の適用を受けることによって、組織、財務、職員の身分の取扱いといったものが地方公営企業法の三部構成となつてございます。洞爺湖町企業会計を適用している水道事業会計は、全部適用となつていまして、これら三つを全て適用するということになってございます。

3点目に関してなのですけれども、現在の体制なのですけれども、今現在、水道事業会計だけが企業会計になってございます。これを担当している職員は1名でございます。これまでも水道事業会計だけが企業会計でございましたので、人事異動等で今やっている職員が1名、そのほかに経験している職員は現役で約2名いらっしゃいます。今回3事業が企業会計になるということで、それらの職員をこれから育てていくということが必要になってございます。

企業会計の内容については、事務負担料もすごく多くて、覚えることもすごく多いということで、これはすぐに異動してできるものではございませんので、これから会計をやっている中で必ず覚えていっていただくことがすごく多くなつてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 国は、平成26年に上下水道事業について企業会計への移行をとということを推奨して、うちの町は3万人以下ということもあって、ロードマップを作りながら新年度からそういう方向に進んでいこうということなのですが、ただその中で、私、非常に心配なのは、企業会計にした場合に、先ほど条例の中でも説明があったわけですが、まず常に企業の経済性を発揮すると。経済性、つまり、それは経済性ととも採算性だと思うの

ですよね。後には、公共の福祉を増進するとあるのですけれども、福祉のために、要は料金の引き上げを含めて、これが、実は今までの特別会計に比べても、今後企業会計になった場合に、料金の引き上げが企業会計という立場から引上げを要請するというようなことがしやすくなってくるということを、全国的にはそういう中身になってきているところもあるのですが、民間に委託されて、水道や下水道事業が行われることによって、採算性がないから料金を引き上げますよと、一方的にそういう押しつけがあったりすることもあるのですが、例えばそういったことも想定しているのかどうかということ。

それから、先ほど職員の体制の話を説明いただきました。企業会計になると、私もよく分からなかったのですが、特別会計以上にやはり処理すべき内容が増えてくる、専門的な知識が必要だと。そうすると、今の上下水道課の体制だけで本当にできるのかという辺りも非常に心配されるところでありますし、その点での職員の体制、専門的な知識を持った職員を育てていくことも併せて条例改正の中で検討していかなくはない話ではないのかなと思うのですが、その点についての説明もいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 篠原上下水道課長。

○上下水道課長（篠原哲也君） 特別会計から企業会計の移行に伴う上下水道料金の改定などの住民負担といったことについてのご質問でございますけれども、今現在の上下水道事業会計の状況でございます。令和3年度決算での水道料金収入は直近5年間で約3,000万円減収している状況でございます。下水道使用料につきましても、同じく直近5年間で約2,600万円の減収でございます。

原因につきましては、コロナ禍における観光人口の減少や定住人口の減少と考えてございます。加えて、支出におきましても、動力費、維持管理費、修繕を含む施設の更新工事費等が急騰している状況でございます。エネルギー問題や物価高騰により、支出が大幅に増加しています。特別会計から企業会計に移行することが理由ではなく、収入が大きく減少し、支出も大幅に増加している状況でございますので、現在の上下水道料金体系での会計運営は非常に厳しい状況となっております。

今後については、企業会計移行後の決算状況を見ながら、安全で良質な水道水の安定供給を継続するために、上下水道料金の検討が必要になってくると認識してございます。

事務体制のことでございます。現在の執行体制ではなかなか難しい部分があると私も考えてございます。ただ、企業会計に移行するに当たって、企業会計のシステムがございます。このシステムを企業会計の担当職員は使って事務処理、決算処理をしてございますけれども、その事務処理を委託している会社のほうで会計士に相談できる制度もございます。その会計士に相談して、予算の執行状況やそういった事務処理をやりながら、分からない部分については会計士に相談しながら事務処理をしていく。または、研修も結構ありますので、北海道でやっている研修や水道協会、下水道協会で行っている研修などもございますので、そういった研修の場でいろいろ勉強しながらやっていくことになると思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか、

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第54号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の6ページをお開き願いたいと思います。

議案第54号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございます。

本改正は、令和4年度税制改正により引上げられた法定限度額まで現行の課税限度額を引き上げるものでございます。令和4年11月洞爺湖町国民健康保険運営協議会に課税限度額の改正について諮問、12月16日同協議会から答申を受けました。

町としては、この答申を受け、令和5年度から国民健康保険税課税限度額を改正すべく条例改正をご提案するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料によりご説明をさせていただきますので、5ページをお開きください。

第2条の課税額でございます。第2項基礎課税額の限度額を「63万円」から「65万円」に、同条第3項後期高齢者支援金等課税額の限度額について「19万円」を「20万円」にそれぞれ改めるものでございます。

第23条国民健康保険税の減額、本文中、基礎課税額の限度額について「63万円」を「65万

円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額について「19万円」を「20万円」に改めるものです。

議案書に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

第2項、適用区分として、改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるとしております。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者の考え方を伺いたいのですが、国の政令が改正したことによって、当町の国保税の賦課限度額、医療分で2万円、後期高齢者支援金分で1万円引き上げると。合わせると保険税の上限を現行の99万円から3万円引き上げて102万円にするという内容であります。現行の限度額は、令和2年12月会議において議決されたものでありますが、当時の引上げの際にも、行政の説明では高所得者への負担増で、低所得者層への負担軽減になるという説明がありました。

私たち共産党の会派としては、賦課限度額の引上げは、中間所得層の国保料引上げにつながるものということで、当時も反対したのですが、例えば、4人世帯でいうと所得617万円で医療分の限度額に達する、後期高齢者支援金だけでいえば4人世帯で実に796万円で限度額に達します。当町では、この層においては必ずしも暮らしの余裕があるわけではありませんが、これらの世帯が高所得層ではないということは明らかなのですけれども、私はそういう点で、町長が国の政令に従わなくても法令違反とはならないわけでありまして、賦課限度額の引上げはやめるべきだと考えますが、その点、町長はどのようにお考えですか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 当町における国民健康保険税課税限度額の改正についての考え方でございます。

平成30年度に始まった国保の制度改革に伴いまして、現在、当町の国保の限度額につきましては、課税限度額に合わせているところでございますけれども、考え方としましては、北海道に払う国保事業費納付金を賄うための保険税として考えてございます。令和3年度で、賄うための保険税でございますけれども、北海道が示す部分の当町における国保会計に占める赤字というものがございます。現在、令和3年度決算でいえば5,000万円ほどの赤字が生じているところでございます。

本来、課税限度額、国保事業費納付金に伴う赤字を賄うためには、税率改正を行うことが必要と考えているところではございますが、まずは課税限度額5,000万円ほどの生じている

赤字につきまして、令和5年度の納付金算定を行ったときには、もし課税限度額を引き上げなかった場合につきましては、国保事業費納付金で算定されるべき国保税の収入見込みとされる部分が200万円ほど不足となるところでございます。

赤字額をさらに拡大させないためには、まず法定限度額で定められている部分の引上げを行うことが、当町としてはまず最優先課題と考えてございます。その上で、今後生じるべき赤字額につきまして考えていかなければならないというところではございますが、まずは法定限度額に定められている課税限度額につきまして引き上げることが当町としての赤字解消を抑制する、拡大させないためには必要だというふうに考えているところでございまして、今回の提案に至ったところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、本件に反対者の発言を許します。

8番、今野議員。

○8番（今野幸子君） 反対討論させていただきます。

議案第54号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について反対の討論を行います。

本議案は、国の政令が改正したことにより、当町の国保税の賦課限度額を医療分で2万円、後期高齢支援金分で1万円引上げ、保険税の上限を現行の99万円から3万円引上げ、102万円とするものです。

反対の理由は、第一は、限度額引上げは、所得の低い世帯、多子世帯に負担となるからです。賦課限度額の引上げは、中間所得層の国保料引上げにつながるものです。例えば、4人世帯でいうと所得617万円で医療分の限度額に達し、後期高齢支援金だけでいえば4人世帯では実に796万円で限度額に達します。当町では、この層において必ずしも暮らしの余裕があるわけではありません。これらの世帯が高所得層ではないことは明らかです。

国は、各自治体の国保被保険者の実態をしながら自治体の一般会計からの繰入れをなくすよう指示していますが、自治体の法定外繰入をなくし、国保の被保険者間の負担調整だけで制度を存続させていけるはずが絶対にありません。なぜならば、国民健康保険は、無職者、年金受給者、中小零細業者など、低所得の方々が多く占めているからです。にもかかわらず、国や北海道は、国民健康保険行政の都道府県単位の広域化の中で、標準保険料率を市町村に押しつけてきています。

反対理由の第二は、まず国が責任を果たすべきであるということです。市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料は4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。全国知事会、全国市長会など、地方団体は加入

者の所得が低い国保がほかの医療保険よりも保険税が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するために公費投入、国庫負担を増やして国保料税を引き下げることが国に要望し続けています。

そもそも、今回の地方税法施行令の改正は、2019年税制改正大綱に基づき、2021年10月の第146回社会保障審議会医療保険部会の提言によるもので、国民健康保険税において、負担の公平性を図るためとされたことによるものです。自公政権は、負担の公平性を図るためとされていますが、それを言うのであれば、まず全国知事会が要望した均等割の廃止、地方への1兆円の財政支援こそがイの一番に行うべきです。

下道町長が、冷たい国保行政を改めて、町条例による減免制度の拡充を図りつつ、全国知事会が要望した法改正と財政支援を国に強く要望するとともに、一般会計からの繰入れを大幅に増やし、高過ぎる国民健康保険税を来年度から大幅に引き下げることが強く求めて議案に反対する討論とします。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） るる反対の討論を述べられておりましたけれども、従来から国保会計に関して、所属する党の基本的な考え方がずっと一貫されているということは理解するところでありますが、現実、先ほど住民課長が質問にお答えされたように、現在でも赤字で一般会計から補填している会計であります。抜本的な解決はまた別なところにあるのだらうと思いますが、取りあえず、現行の中で法定基準の限度額に達していない部分をほかの自治体にまず調整をして、そこで生じた赤字部分をまず消そうという考え方ですから、このことを行った上で、国保全体の赤字額の解消については別な施策を考えなければならないと思いますので、先ほど住民課長が言った理由のとおり、この改正については賛成するものでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） これで、討論を終わります。

これから、議案第54号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、議案第54号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第55号財産の無償譲渡についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の7ページをお開き願いたいと思います。

議案第55号財産の無償譲渡について。

次の財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。

平成27年2月設置の当該急速充電設備は、本年2月で加盟店契約期間が満了となります。この契約期間満了に伴い、今後も継続的にこの充電サービスを提供するため、本機器の運用を行う事業者に対し、当該設備の無償譲渡を行うことにより、今後の維持管理費用や機器更新費用等を町が負担することなく継続的に充電器サービスを提供できることから、当該設備の無償譲渡を行いたいというものでございます。

無償譲渡する財産の表示でございます。

名称としましては、電気自動車用急速充電器及び附属施設でございます。

所在地につきましては、一つ目、アといたしまして、虻田郡洞爺湖町栄町58番地内、洞爺湖町役場に設置しているもの、それから2点目がイとしまして、同じく洞爺湖町洞爺町132番地内、洞爺総合支所に設置しているものでございます。

譲渡先につきましては、所在地が、東京都港区港南2丁目13番34号N S S－Ⅱ7階。

名称が、株式会社e－M o b i l i t y P o w e r。

代表者が、代表取締役社長 四ツ柳尚子氏でございます。

譲渡日につきましては、令和5年2月25日でございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） ずっと説明を受けてから、私はやっぱり疑問に思っているのですが、現在3か所ある充電設備、町が管理しているものですが、そのうちの2か所について当該の会社は無償譲渡すると。ただ、1基については、重要度の高い充電器ではないということで、譲渡の対象になっていないということなのですね。

ところで、重要度の高い充電器とはどういうものを言うのか。例えば1か月に何件以上とかということでこの会社が定めているのかどうかということをお聞きすると、それから、そもそも電気自動車向けの急速充電器というのは、電気自動車の普及を図るということを目的に国も補助金を出して設置させたわけですね。ところが、その期間が過ぎると、今度はそれぞれの自治体で管理しなさいという話なのですね。実際に、この充電器を設置して、どれぐらい電気自動車が普及してきているのか、あるいは寄与したのかという辺りの検証がされているのかどうかということですね。そして、残った1基について、これからは町とし

て管理するということなのですが、これについても、実際に一定期間は国の補助はあったけれども、あとはそれぞれの自治体で見なさいよという形で投げ出されたような形になっているわけですね。この辺では何か新たな財源というのが確保できないのかどうか、この辺もお聞きしたいなと思います。

いずれにしても、電気自動車は、まだまだ町内でいっても、旅行者は何人かいるのかもしれませんが、はっきり言えば、受益を受ける方々というのは、どちらかというとそういう電気自動車を所有できるだけの財政力のある方だと私は思うのですよ。今必要なのは、そういう方たちより、むしろ、私たち町民にとって燃料費が高騰して、そしてさらに足の確保が不十分な高齢者の対応策が今求められているのだと思うのですよ。そういった点で、何かこういうところだけがお金がかかっていくというのは、非常に疑問に思うのですが、その点についてのお考えも含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 佐々木企画防災課長。

○企画防災課長（佐々木 勉君） 1点目のルールという、重要度の高い充電器というご質問でございますけれども、具体的に、ここの範囲がどれぐらいだとか、どのぐらいの量とかというのは一切示されてございません。受入れ側の事業者側のシステムによって、そのシステムの中身をうちのほうで把握することができませんので、あくまでも大まかな内容でございますけれども、利用状況、地域の充電設備の設置状況、交通量等勘案しということでは言われているところでございまして、詳細な部分までうちのほうで把握できないというのが実情でございます。

そして、2番目の検証ということにつきまして、特に自動車を使って何台増えたとか、どれぐらい充電している車両があるとかというのは、回数はうちのほうで抑えてございますけれども、それが実際に増えているのかどうかという現状については、比較できるものがないので検証はしていないということでございます。

3点目の財源の確保につきましては今現在、私たちが押さえている中で温泉の充電器設備に対する部分の補助といたしますか、そういうものにつきましてはないというのが現状でございます。その中の費用としましては、あくまでもそれを保守維持する部分だとか、あと通信費、要は、カードで照らして利用回数とか利用充電分の部分だとかというものを調べる通信費というものがかかっております。それらについての補助がないという状況で私たちのほうでは調べてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 実は、私、無償譲渡される会社がどういう会社なのか、調べればすぐ出てくる話ですが、調べてみました。株主は、2社の電力会社、そして4社の自動車メーカー、そして政策投資銀行ということなのです。つまり、結局、自分たちの事業を、はっきり言えば、のためにこの充電施設を全国各地に国の資金も得て設置していつているわけです。それが、期間が過ぎて、今度はそれぞれの自治体や設置者が負担しなければならない

なったときに、自分たちの会社にとって利益の上がる場所は残すけれども、そうでないところはあとしりませんというふうになっているのではないかと思います。これは非常に、こういう対応の仕方、例えば町が1基、今度譲渡もできないし、自分たちで維持しなければならない。確かに充電器があることによって、観光客にとっても助かる面はあるかもしれませんが。ただ、普通なら、スタンドなんかのものを利用すれば、当然使った燃料費、あるいはそこで働く職員の給与といったものが価格に相応して採算が取れるようになっているはずなのです。ところが、今回の場合、充電器は使う人たちの負担というのはそれほど大きくなくて、そして結局維持管理に地元が負担しなくてはならないという矛盾した状況になっているのではないのでしょうか。その点についてどうお考えでしょう。

○議長（大西 智君） 佐々木企画防災課長。

○企画防災課長（佐々木 勉君） 先ほどの答弁も加味する部分もあるのですが、当町が当初に充電器設備を設置した経緯で簡単に申し上げますと、設置時には経済産業省の補助金を活用するに当たりまして、電気自動車の急速充電器の整備を加速させまして次世代自動車の普及の促進ということで、公共性を鑑みて当町で設置したという経緯がございます。

当町も設置に当たりまして、整備で町が利益を得ることはなく、持続可能な社会システムの構築、そしてCO₂排出量の削減、ガソリン車からの脱却も含めた電気自動車の普及促進を図るという目的で設置して維持してきた経緯がございます。その中で、民間事業者が譲渡を受けまして維持するという理由としましては、可能な限りではありますけれども、地域のポイント、ポイントにおいて最低限の場所となりますけれども、電気自動車を所有されている方が不便にならないよう、譲渡を受けて設備を維持していきたいという考えであるということでご覧いただけます。

そのことから、受入れ先の判断基準に照らし合わせまして、文化センター前については、当町でも廃止ということはできるのですが、公共性を鑑みまして、議会でもご答弁させていただいたと思うのですが、温泉については洞爺湖町で維持管理をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 3回目です。簡潔に質疑をお願いいたします。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 結局、維持管理費、電気料、特に保守メンテナンス、通信費用については、残った1基については町が負担しなければならないということなのでしょうけれども、私が言いたいのは、無償譲渡を受けるなら、3台とも無償譲渡で受けてくれということを町が強く言うべきだと思うのです。この充電器は赤字だから受けませんよ、これは採算が取れるから受けますよということではなくて、もっと公共性、そしてこういうCO₂削減という大きな目標を持って取り組んでいくわけですから、企業としてもその努力をしていただきたいということで、私は町として強く申し入れているのかどうかということを改めて伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 佐々木企画防災課長。

○企画防災課長（佐々木 勉君） あくまでも当町としましても負担を考えたときには、3基とも全て譲渡したいという考えでは当然でございます。ただし、向こうの全国的な受入れのルールという中がございますので、それに従わざるを得ないのかなと考えてございまして、それであれば文化センターはうちでは受けられませんので廃止してくださいという形になってくるということになってございます。そのため、あくまでも洞爺湖文化センターについては、何とかありませんかという、メールのやり取りとなりますが、してございますが、実際のところは、受け入れられないという回答でございまして、大変申し訳ないのですけれども、洞爺湖町役場と総合支所前の充電器だけ譲渡させていただいて、洞爺湖温泉の文化センター前については、洞爺湖町のほうで管理させていただきたいというような状況になっているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか、

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号財産の無償譲渡についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第56号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の8ページをお開き願いたいと思います。

議案第56号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）でございまして。

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条でございまして。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億8,760万4,000円とするものでございまして。

1 月会議の補正予算は、出産・子育て応援交付金に関するものとなっております。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきますので、事項別明細の 4 ページ、5 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金の増額につきましては、出産・子育て応援交付金で、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じる伴走型の支援と経済的支援を一体として実施する子育て支援対策事業に対する国の補助金で、国が 3 分の 2 でございますが、こちらの補助金でございます。

16 款道支出金 2 項道補助金 1 目民生費道補助金の増額につきましては、こちらも出産・子育て応援交付金で、15 款国庫支出金の説明内容と同様に、子育て支援対策事業に対する道の補助金でございます。こちら 6 分の 1 でございます。

続きまして、6 ページ、7 ページ目、歳出をご覧ください。

3 款民生費 4 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費の増額につきましては、ただいまご説明させていただきましたように、子ども・子育て支援事業ということで、伴走型で経済的支援と一体で実施する事業に要するものでございます。

18 節の出産・子育て応援交付金 350 万円の内訳のご説明をさせていただきます。出産応援交付金 42 名分、5 万円を見て、210 万円。それから子育て応援交付金といたしまして、28 名分の 5 万円、140 万円が内訳となっております。対象者といたしまして、妊娠予定 42 名、出産予定 28 名、令和 4 年 4 月 1 日に出産、妊娠から年度内について対象ということで、国庫が 3 分の 2、道が 6 分の 1、町が 6 分の 1 という内訳になってございます。

13 款 1 項 1 目予備費につきましては、59 万 1,000 円の減額でございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 56 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 8 号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から3月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時13分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員